

平成 29 年 9 月定例会 懲罰特別委員会委員長報告

ただいま議題となりました、三浦一成議員に対する懲罰の件について、懲罰特別委員会における審査の経過、並びに結果を、ご報告申し上げます。

委員会の審査の過程で述べられた意見を要約して申し上げますと、

まず、「正当な理由がなく招集に応じなかったのか、正当な理由がなく会議を欠席したのかについて、正当な理由というのは、健康上不可能である、災害等による交通途絶など、招集に応じようとする意思があっても応じることができない理由である。

三浦議員については、会議を無断欠席し、また議長からの2回の招状に対しても無視をしている状況であり、到底招集に応じようとする意思があったとは認められない。

さらに、無断欠席を続けており、何ら意思表示もないことから、正当な理由がなく欠席をしていると判断せざるを得ない状況である。

以上のことから、地方自治法第137条に規定される懲罰の要件を満たすもの
と考える」

との意見が述べられました。

次に、「地方自治法第137条の要件は満たしており、懲罰の対象であると考ええるが、懲罰の種類については議員の身分にかかわる案件であり、他市町村でも正当な理由なく欠席した議員に、一度、出席停止の懲罰を科した例もあるので、慎重に考えたい」

との意見が述べられました。

次に、「4種類ある懲罰の中で、公開の議場における戒告、公開の議場における陳謝については、本人が本会議に出席しない限り科すことができないため、

この懲罰を科しても意味がない。

また、地方自治法第 137 条の要件を満たす今回の事例では、過去の先例に照らして、この 2 つの懲罰の場合、軽いと考える。

一定期間の出席停止については、欠席に正当な理由を与えてしまうことになるため、妥当ではない。

除名については、本会議に出席するという市議会議員としての当たり前の職務を果たさず、加えて議長から会議への出席を促されているにもかかわらず、意思表示をせず無視を続けている議員に対しては、除名以外に制裁目的を達成するものがなく、除名が妥当と考える」

との意見が述べられました。

本特別委員会といたしましては、採決の結果、多数をもって、三浦一成議員に除名の懲罰を科すべきと決定した次第であります。

以上、ご報告申し上げます。